

「燃料電池自動車賃貸借（メンテナンスリース）契約(ホンダ CR-V E:FCEV)」仕様書

- 1 件名 燃料電池自動車賃貸借（メンテナンスリース）契約（ホンダ CR-V E:FCEV）
 - (1) 物品・数量 : 燃料電池自動車 1台
 - (2) 車種・型式 : ホンダ CR-V E:FCEV
 - (3) 車体色 : 白
 - (4) 内装色 : 標準
 - (5) 装飾品等 : 標準装備品・標準付属品
 - (6) その他装備品・付属品等
 - ・フロアマット 一式
 - ・ドアバイザー 一式
 - ・ナンバーフレーム（フロント・リア） 一式
 - ・ETC（セットアップ含む） 一式
 - ・充電ケーブル 一式
 - ・100ボルト電源 一式
 - ・停止表示板 一式
 - ・フィルムキット 一式
 - (7) 走行距離 : 年間 12,000km、月間 1,000km 程度

- 2 契約期間 賃貸借期間の始期から5年間（60カ月）

*この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

*納入期限よりも前に納入が可能な場合は、納入日の翌開庁日からを賃貸借期間の始期とする。

- 3 納入期限 令和7年5月30日（金）

- 4 賃貸借の場所 大分県大分市府内町3丁目10-1

- 5 点検整備
賃貸借契約に含み、次の点検整備を実施する。
 - ①法定定期点検
 - ②車検整備
 - ③消耗部品（ランプ、ワイパー、ベルト類等）、油脂類、タイヤ、バッテリー等のメーカー推奨に基づく交換
 - ④その他車両管理上必要な点検整備

- 6 入札金額 月額リース料（消費税抜き）で記載すること。

7 その他

- (1) 自動車取得税、自動車重量税、自動車税、自動車損害賠償責任保険料、登録諸費用、E T Cセットアップ料、点検整備一式費用を含むメンテナンスリースとする。
- (2) メンテナンスリース責任の範囲外の事項
 - ① 県（使用者）の故意もしくは重大な過失に起因する修理等
 - ② 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食・老化・退色の修理・復元等
- (3) 賃貸借契約物品に関して部品の供給、アフターサービス等を迅速に行えるサービス拠点があること。
- (4) 賃貸借契約物品の輸送に関する経費は落札者の負担とする。
- (5) 任意保険については、賃貸者において加入すること。
 - 対人賠償：無制限
 - 対物賠償：無制限（免責0円）
 - 人身傷害：無制限
 - 車両保険：一般条件（免責0円）
 - 車両保険：時価※使用者は21歳以上補償を条件とする。
- (6) 報告等
 - ① 毎年度の点検業務について、点検計画書を作成し提出すること。
 - ② 県の要求に基づき、実施した各種点検整備についての報告書を作成し提出すること。
- (7) 契約金額の精算等
 - ① 実際の走行距離が、「1の(7)の走行距離」の走行距離から変動しても、精算等を行わないこと。
 - ② 法定費用又は諸費用が変動しても、精算等を行わないこと。
- (8) リース料の支払いは月払いで行う。（月末締め翌月払い）
- (9) 事故等により当該車両が使用不能となった場合は、当該車両の賃貸借契約は打ち切るものとし、残りの賃貸借期間の対応については別途発注者と受注者で協議するものとする。
- (10) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と十分協議し、その指示に従うこと。

8 担当者 大分県商工観光労働部新産業振興室 阿部・横路 097-506-3263